

静岡県告示第390号

静岡県農業機械整備施設認定要綱（昭和56年静岡県告示第989号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月23日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この要綱は、<u>近年の高性能、複雑化した農業機械の普及及び中古農業機械の需要の増加に鑑み、これら農業機械の適正な整備を確保し、その有効利用と適正な流通の促進に資するとともに農業機械の整備を行う事業場の施設（以下「整備施設」という。）の内容及び整備能力を公証して、農業機械の利用者の便に供するため、農業機械の整備を行う事業場として具備すべき技術上の基準に基づく、整備施設の種類ごとの認定に必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(認定基準等)</p> <p><b>第2条</b> <u>知事は、次の各号に掲げる認定基準により認定を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>農業機械整備施設設置基準（昭和44年5月31日付け44農政第2258号農林事務次官依命通達（以下「設置基準」という。））の1の整備施設の種類によること。</u></p> <p>(2) <u>認定する整備施設には、知事が別に定めるところにより行う中古農業機械整備・評価研修を受講した者がいること。</u></p> <p>2 前項の認定は、静岡県経済農業協同組合連合会又は静岡県農業機械商業協同組合（以下「所属団体」という。）と密接な連携の下に行うものとする。</p> <p>(認定の申請)</p> <p><b>第3条</b> 整備施設の認定（以下「認定」という。）を受けようとする農業機械整備事業者（以下「事業者」という。）は、整備施設ごとに様式第1号による申請書を作成し、<u>所属団体を經由の上知事に提出するものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この要綱は、複雑化した農業機械の普及及び中古農業機械の需要の増加に鑑み、これら農業機械の適正な整備を確保し、その有効利用と適正な流通の促進に資するとともに農業機械の整備を行う事業場の施設（以下「整備施設」という。）の内容及び整備能力を公証して、農業機械の利用者の便に供するため、農業機械の整備を行う事業場として具備すべき技術上の基準に基づく、整備施設の種類ごとの認定に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定基準等)</p> <p><b>第2条</b> <u>知事は、別に定める静岡県農業機械整備施設設置基準（以下「設置基準」という。）により認定を行うものとする。</u></p> <p>2 前項の認定は、静岡県経済農業協同組合連合会又は静岡県農業機械商業協同組合と密接な連携の下に行うものとする。</p> <p>(認定の申請)</p> <p><b>第3条</b> 整備施設の認定（以下「認定」という。）を受けようとする農業機械整備事業者（以下「事業者」という。）は、整備施設ごとに様式第1号による申請書を作成し、知事に提出するものとする。</p>

(認定番号及び分類・呼称)

**第5条** 認定に当たっては、前条の認定書に設置基準の分類・略称ごとの認定番号を付することとし、認定番号に付する分類・呼称の略称は、小型機械整備施設については「小型」、中型機械整備施設については「中型」、大型機械整備施設については「大型」とする。

(変更の届出)

**第7条** 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに様式第4号による変更届を所属団体を經由の上知事に提出するものとする。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(廃止等の届出)

**第8条** 認定事業者は、整備施設を廃止し、又は譲渡したときは、直ちに様式第6号による廃止等届を所属団体を經由の上知事に提出するものとする。

(改善の指示)

**第10条** 知事は、前条の調査の結果整備施設の施設内容等が第2条第1項各号に掲げる認定基準に適合していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、その改善を指示するものとする。

(指導)

**第13条** 知事は、第4条の認定を受けない者が第6条の認定書及び標識に類似するものを掲げないように所属団体等を指導するものとする。

様式第1号 (略)

農業機械整備施設認定申請書

(略)

農業機械整備施設設置基準に基づく整備施設の認定を受けたいので、整備施設概要書を添えて下記のとおり申請します。

(略)

様式第2号 (略)

(認定番号及び分類・呼称)

**第5条** 認定に当たっては、前条の認定書に設置基準の分類・略称ごとの認定番号を付することとし、認定番号に付する分類・呼称の略称は、小型機械整備施設については「小型」、中型機械整備施設及び大型機械整備施設については「中・大型」とする。

(変更の届出)

**第7条** 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに様式第4号による変更届を知事に提出するものとする。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(廃止等の届出)

**第8条** 認定事業者は、整備施設を廃止し、又は譲渡したときは、直ちに様式第6号による廃止等届を知事に提出するものとする。

(改善の指示)

**第10条** 知事は、前条の調査の結果整備施設の施設内容等が第2条第1項の認定基準に適合していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、その改善を指示するものとする。

(指導)

**第13条** 知事は、第4条の認定を受けない者が第6条の認定書及び標識に類似するものを掲げないように指導するものとする。

様式第1号 (略)

農業機械整備施設認定申請書

(略)

静岡県農業機械整備施設設置基準に基づく整備施設の認定を受けたいので、整備施設概要書を添えて下記のとおり申請します。

(略)

様式第2号 (略)

(表面)  
 農業機械整備施設認定書

(略)  
農業機械整備施設設置基準に基づき下記のとおり認定する。

(略)

(裏面) (略)

様式第3号

静岡県 (中型) 第 号 中型機械整備施設 この施設は、 <u>農林水産省制定の農業機械整備施設設置基準</u> に適合するものである。 (略)	250
360	

(注) 1 農業機械整備施設の標識は、図示の例により、上段に県の認定番号を、中段に整備施設の分類呼称を表示すること。  
 (例示は、中型機械整備施設に係るものである。)

(略)

(表面)  
 農業機械整備施設認定書

(略)  
静岡県農業機械整備施設設置基準に基づき下記のとおり認定する。

(略)

(裏面) (略)

様式第3号

静岡県 (中・大型) 第 号 中・大型機械整備施設 この施設は、 <u>静岡県農業機械整備施設設置基準</u> に適合するものである。 (略)	250
360	

(注) 1 農業機械整備施設の標識は、図示の例により、上段に県の認定番号を、中段に整備施設の分類呼称を表示すること。  
 (例示は、中・大型機械整備施設に係るものである。)

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の静岡県農業機械整備施設認定要綱（以下「旧要綱」という。）第4条の規定によりされている認定は、改正後の静岡県農業機械整備施設認定要綱第4条の規定によりされた認定とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に旧要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。